

第4章 計画の内容



第4章 計画の内容

1 重点的に取り組むこと

男女共同参画社会についての あらゆる場における教育・学習の推進

【現状と課題】

■男女共同参画社会の形成に向けては、村民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図る教育・学習が基礎となり、「椎葉村男女共同参画推進条例」第11条においても「教育及び学びの推進」を規定しています。

■平成25年度に本村が実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」において、さまざまな場での「男女の平等感」を尋ねたところ、「平等である」の回答が最も多かったのは、「学校教育の場」で49.2%、反対に最も低かったのは「社会通念、慣習、しきたり」で17.8%と低く、全ての分野において「男性が非常に優遇」「男性が優遇」と感じている人の割合が高くなっています。固定的な性別役割分担*意識は、長い時間をかけて人々の意識の中に形づくられてきたものであり、社会制度や慣習・慣行にさまざまな影響を及ぼしています。

■固定的な性別役割分担意識は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす大きな障害要因であり、その解消に向けた取り組みは、この計画の基盤を成す重要な課題です。しかし、本村においては、村民に広く、その認識が浸透しているとは言えない状況です。

そのため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女共同参画社会についての理解の深化を図る教育・学習を通して確かな男女共同参画意識の醸成に取り組む必要があります。

また、これまで行われてきた、人権に関する様々な教育・学習に「椎葉村男女共同参画推進条例」第3条に規定する「男女の人権の尊重」の視点を浸透させることが重要です。

その際、これまで男女共同参画社会についての教育・学習の機会が少なかった男性、子ども、若者世代への積極的な取り組みにより理解の裾野を広げる必要があります。

そのため、それぞれの対象に身近なテーマでの学習内容の工夫を行うとともに、関係各課における村民を対象としたあらゆる分野の研修等にも男女共同参画の視点を踏まえた配慮を行います。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行います。その際、対象によって関心のあるテーマで行うよう関係各課と連携して取り組みます。	総務課
2	男女共同参画社会についての情報提供の充実	男女共同参画社会についての理解が深まるよう、国・県・村の取り組みや法令など、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を、広報誌、やまびこ通信などあらゆる媒体と多様な機会を活用して提供の充実に努めます。	総務課
3	広報誌への男女共同参画に関する記事の掲載	男女共同参画についての理解を深めるため、広報誌に男女共同参画に関する記事を掲載します。その際、住民に関心のあるテーマとなるよう、関係各課と連携した取り組みを進めます。	総務課
4	村が発行する印刷物等への男女共同参画の視点の導入	公的表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないように配慮し、村職員が男女共同参画の趣旨を正しく理解し、男女共同参画の視点に立って適切な広報活動ができるよう「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」(内閣府発行)を活用します。	総務課
5	教職員、保育士等教育に携わる人への研修などの情報の提供	男女共同参画意識の向上を図るために教職員、保育士等、教育に携わる人を対象とした研修会などへの参加を積極的に働きかけます。	総務課 教育委員会 福祉保健課
6	保護者・PTA等への情報提供等の支援	学校等における保護者会・PTA等を活用し、男女共同参画社会についての情報提供に努めるとともに、研修の実施を働きかけるなど、子育て当事者への男女共同参画の理念の理解を促進します。	総務課 教育委員会

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
7	女性団体等への情報提供等の支援	女性団体等の活動が、男女共同参画社会の形成の促進に寄与するよう、男女共同参画社会についての情報提供や県男女共同参画センターが実施する研修等への参加を働きかけます。	総務課 農林振興課
8	事業所等への情報提供等の支援	事業所を通して、雇用者への男女共同参画の理解の周知を図ります。その際、提供する情報については、雇用者の関心に対応する内容となるよう努めます。また、男女雇用機会均等法関係法令の遵守に向けた情報提供を行います。	地域振興課
9	自治会等、身近な場所での多様な機会をとらえた学習機会の提供	男女共同参画についての正しい理解が深まるよう、自治会や家庭教育学級、職場等誰もが参加しやすい住民の身近な場所での学習の機会を提供します。	総務課
10	人権教育・学習の推進	学校・家庭・地域・職場などあらゆる分野において人権教育学習の推進を図ります。	総務課
11	生涯学習・社会教育の推進	男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、生涯学習・社会教育の講座において、男女共同参画についての学習機会の提供を行います。また、家庭教育学級、子育て学級、老人クラブ、女性団体、青年団等における男女共同参画社会についての学習の提供を促進します。	総務課 教育委員会 福祉保健課
12	職員研修の提供	男女共同参画についての正しい理解を深めるため、研修会の実施に努めます。	総務課
13	各種相談員研修の実施	相談にあたる各種相談員に対して、人権尊重の理念の深化のための男女共同参画概念の浸透を図るため、研修の機会の充実を図ります。	関係各課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
14	租税教育への男女共同参画の視点の導入	租税教育を行う際に、「税」について、男女が共に利益を享受し負担を担う男女共同参画の意義を踏まえて、社会・経済・雇用などの基本的な社会の仕組みとのつながりの中で説明し、男女が共に社会に自立する存在であることの大切さを通して、若年期からの社会感覚を磨き納税意識を高められるよう、内容の充実を図ります。	税務住民課
15	男女共同参画に関する図書等の整備・充実	男女共同参画に関する図書、雑誌、視聴覚資料等の充実を図ります。	教育委員会 総務課
16	各種講座等の開催日時等の配慮	各種講座・研修会等の開催にあたって、性別、年齢等に関わりなく参加出来るよう、日時の選定や託児等に配慮します。	関係各課

用語解説

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。

「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

2 重点的に取り組むこと

男女共同参画社会の形成を阻害する 制度・慣行の見直し

【現状と課題】

■社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯をもって生れてきたものではありますが、男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合、男女の置かれている立場の違い等を反映して、結果的に男女に中立に機能しない状況があり、本来尊重すべき性別にかかわらず多様な生き方の選択を阻む要因となることがあります。

このような固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行は、暮らしの隅々に関わっており、無意識のうちに人々の男女共同参画意識に影響を及ぼしています。

■本村においても、平成 25 年に実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」を通して、地域の雰囲気や慣習の中に「会合や行事の湯茶・食事の準備や後片付けは女性の役割という雰囲気がある」「女性や若い人は、男性や年長者の意見に従った方が良いという雰囲気」等・・・、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている様々な慣行があることが分かりました。

そのため、村民生活を支える行政のあらゆる施策や人々の活動の場である家庭、職場、学校、地域コミュニティにおける運営等に関わる慣行において、固定的な性別役割分担意識を助長するものではないか、性別による機会の不平等をもたらすものではないか等を点検し、男女共同参画社会の形成への影響という観点からの配慮を行います。

また、これまでの本村における男女共同参画社会についての取り組みの状況を踏まえて、男女共同参画社会の形成という観点から見直すべき制度や慣行について、住民の主体的な気づきが拓かれるよう男女共同参画社会に関する積極的な広報・啓発を進めます。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
17	男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査	男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす慣習等の調査を行い、職場・家庭・地域等さまざまな場における慣行のうち、男女の社会における活動の選択に中立でない影響を及ぼすものについて見直しを呼び掛けます。	総務課
18	家庭生活の役割分担に関する啓発の推進	性別による固定的性別役割分担意識をかえることにより、男女が共に家庭責任を果たすための料理教室等の学習機会の情報を提供します。その際、子どもや男性の家事等日常生活能力の獲得・向上への支援を行います。	福祉保健課 教育委員会
19	職場における慣行の見直しに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因となる職場における固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための広報・啓発活動を進めます。	総務課
20	学校運営における慣行の見直しに向けた調査研究	学校運営における、男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行などがいないか、実態把握・調査研究に努めます。	教育委員会
21	地域運営における慣行の見直し	地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であることから、自治公民館等の運営における、男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための広報・啓発活動に取り組みます。	総務課
22	行事やイベント等における慣行の見直し	行事・イベント等での、役割分担を決定する過程において、性別に関わりなく一人ひとりの意見が反映されたものとなるよう、積極的な見直し、改善に努めます。	関係各課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
23	個性を大切にす進路指導の充実	児童生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけられるよう進路指導を行います。その際、男子向け、女子向けとされる職種にとらわれることなく、幅広い進路選択がされるよう、教職員への情報の提供に努めます。	教育委員会
24	先進自治体の事例などの収集及び活用	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画により多様性に富んだ活力ある職場、地域づくりを推進している自治体の事例等を収集し、事業所、自治公民館などへ情報提供を行います。	総務課

3 重点的に取り組むこと

男女の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、 救済に向けた環境の整備

【現状と課題】

■あらゆる暴力は、その対象の年齢、間柄に関わりなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その防止と救済に向けた取り組みを進めることは、男女共同参画社会を形成していく上での喫緊の課題です。

特に、女性に対する暴力の背景には、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係の規範など、性別に由来する構造的な問題があります。

しかし、これらの暴力を個人的な問題として捉える意識は根強く残っており、暴力が潜在化する大きな要因となっていることから、個人の問題ではなく社会の構造的な問題であるという確かな認識を広めるための取り組みが重要です。

男女の人権を侵害するあらゆる暴力を根絶するため、その防止と救済に向け、暴力についての確かな認識を広めるための取り組みを進めるとともに、暴力の形態や被害者のニーズに応じたきめ細かい対応をめざし、関係機関職員への研修の徹底や、連携した取り組みを進める等、環境の整備を進めます。

■本村が、平成 25 年度に実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」によると、配偶者等から身体的・精神的・性的暴力を受けた経験が一度でもあると答えた女性は、39.1%となっています。

また、配偶者等からの暴力を受けた経験がある方のうち、「どこにもだれにも相談しなかった(できなかった)」と回答した人が 25.0%となっており、暴力が潜在化しやすい傾向にあることも分かりました。

■平成 13 年 10 月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下 DV防止法^{*})が施行され、配偶者等からの暴力は、それまで家庭内における個人的な問題とされてきた認識から、ジェンダー(社会的性別)^{*}に由来する構造的な問題であるという認識に基づいて様々な社会的取り組みが進められ、平成 19 年7月のDV防止法改正では、市町村においても基本計画の策定が努力義務として規定されました。

本村においても、DV防止法第3条第3項に基づき、「椎葉村配偶者等からの暴力防止対策基本計画」を「椎葉村男女共同参画基本計画」と一体的に策定し、DV^{*}の根絶に向けた総合的な施策の展開に取り組めます。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
25	法教育の推進	日常生活の中で、人権侵害や男女の不平等な状況を改善していくために法律を活用し、問題解決の力量形成が図れるよう、法律を知る機会の拡大に向け、広報誌や村ホームページ等を活用して法律に関するコラムを設ける等、法教育を進めます。	総務課
26	「人権啓発強調月間」、「人権週間」における広報・啓発	広報誌ややまびこ通信等を活用して、人権意識の高揚を図ります。その際身近な事例を用いた広報を展開する等、有効な情報発信に努めます。	総務課
27	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、県男女共同参画センターや近隣市町村における講演会や研修会の開催日程等の情報提供に努めます。	総務課
28	性別に起因するあらゆる暴力根絶のための啓発	配偶者等からの暴力(DV, <u>デートDV</u> *)セクシュアル・ハラスメント、虐待など、性別に起因するあらゆる暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるため、国や県が作成した啓発用リーフレット等をあらゆる機会積極的に配布、設置し、講演会や研修等への参加を促進します。	総務課
29	「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報・啓発	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた住民の取り組みを促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)にパープルリボン運動等を行い、各種広報・啓発を進めます。	総務課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
30	「児童虐待防止月間」を中心とした広報・啓発	広報誌ややまびこ通信等を活用して、児童虐待防止に向けた取り組みを行います。	福祉保健課
31	被害者が自ら暴力に気づくための啓発活動の推進	あらゆる暴力を暴力として認識できていないために、必要な支援が受けられない被害者に対し、被害者にとってより身近で安全な場所にリーフレットや相談窓口一覧カード等を配置し、あらゆる暴力に対しての正しい理解を得るための情報を提供します。	総務課
32	警察の通報専用携帯電話貸出制度	被害者の安全確保のために、警察の通報専用携帯電話貸出について情報提供を行います。	総務課
33	地域における見守り支援	被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るために、自治会組織等を通じて、被害者の身近な地域における見守り支援の環境づくりを促進します。	福祉保健課
34	保健・医療機関における早期発見と情報提供	医療機関は患者の症状から、保健センターは健康診査や相談を通して、暴力、虐待などの早期発見に努め、緊急性や被害者の心身の状況に応じて被害者の意思を尊重しながら、村や警察に通報したり、必要な情報提供を行えるよう、制度に係る情報提供等の支援に努めます。	病院 福祉保健課 総務課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
35	育児・介護サービスの提供者による早期発見と対応の促進	家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障がい者に対する介護サービスの提供者等の福祉関係者は、潜在化している配偶者等からの暴力、虐待などの発見者になる可能性が高いため、暴力の未然防止の視点を持った行動が行えるよう情報提供を行うほか、被害者の意思の尊重と守秘義務に配慮し、被害者が適切な支援を受けられるよう支援関係機関につなぐ対応に努めます。	福祉保健課
36	民生委員や人権擁護委員等による早期発見・対応の促進	地域住民にとって身近な相談先である民生委員・児童委員や主任児童委員、人権擁護委員、聴きミミ隊等が、日頃の活動を通じて配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うなど、暴力の未然防止の視点を持った活動が行えるよう研修機会の提供等、活動の促進を図る支援に努めます。	福祉保健課 総務課
37	学校、児童館・保育所等における子どもの行動等からの早期発見と対応の促進	学校関係者や保育士等、日頃から子どもに接している人は、子どもや保護者の様子や会話の内容から発せられるSOSを見逃さず、配偶者等からの暴力や虐待など早期発見に努め、適切な支援が受けられるよう支援関係機関につなぐ対応に努めます。	教育委員会 福祉保健課
38	外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための環境づくり	外国人や障がい者、高齢者が、地域社会から孤立することにより、配偶者等からの暴力の発見が遅れることを防ぐため、それらの人に関わる村職員、福祉や保健のサービス提供者、民生委員・児童委員、聴きミミ隊等が、配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見の視点をもって日常の業務や活動が行えるよう対応技術や知識の習得の向上に向けた研修機会についての情報提供を行う等の環境づくりを進めます。	福祉保健課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
39	通報者の情報の保護の徹底	通報を受ける可能性のある全ての職員に対して、通報者の氏名等に関する情報保護の徹底を図ります。	関係各位
40	各機関における被害者の個人情報保護と守秘義務の徹底	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療機関、学校関係機関等における被害者の個人情報の保護を徹底します。	病院 教育委員会
41	警察との連携・協力	相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携・協力して、その安全確保に努めるとともに、個人情報の管理を徹底します。	総務課
42	医療保険・国民年金の加入脱退手続きにおける支援措置	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療保険の加入脱退手続きにおける支援措置に適切に運用します。	福祉保健課 税務住民課
43	住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置	住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・徹底に努めます。	税務住民課
44	保護命令制度の広報と申立てに関する支援	配偶者等からの暴力による被害者の安全確保を図るために配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、被害者への適切な情報提供に努め、手続きに関わる支援を行います。	総務課
45	教育、保健医療関係者、相談機関の職員等を対象とした研修への参加促進	教育関係者や保健医療関係者など被害者を発見しやすい立場にある関係者が、被害者の早期発見と適切なケアにあたるよう、国・県・関係機関等が実施するあらゆる暴力に対する正しい認識の定着を図る研修への参加を促進します。	総務課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
46	安心して相談できる環境の整備	プライバシーや被害者の心情に配慮した相談しやすい環境づくりを進めます。	関係各課
47	外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報の把握	使用する言語や障がい等に応じた相談対応が可能な機関等の情報を把握し、県配偶者暴力相談支援センターと連携して対応します。	総務課
48	相談窓口の充実	相談場所の環境整備など、安心して相談できる環境の整備に努めます。	総務課 福祉保健課
49	県関係機関及び近隣自治体との連携	関係機関及び近隣自治体からなるネットワーク会議等に参加し、情報の共有化を図り、迅速な対応ができる体制整備に取り組みます。	総務課 福祉保健課
50	自立困難な被害者への個々の状況に応じた支援	心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、村と福祉事務所等が連携を図りながら、個々の状況に応じて福祉施設等への入所を支援します。	福祉保健課 総務課
51	生活支援のための法律、制度の適用	経済的に困窮している被害者に対しては、母子・寡婦福祉資金、生活福祉資金貸付、児童手当、児童扶養手当、生活保護制度、国民年金保険料の特例免除制度等の情報提供を行います。	福祉保健課 税務住民課
52	各種保育サービスの情報提供・利用支援	各種保育サービスや育児相談等に関する情報提供により育児の負担軽減を図ります。	福祉保健課
53	学校や児童館・保育所等への就学支援	村、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等があって現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう支援します。	教育委員会 福祉保健課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
54	職業相談や指導等の情報提供	被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけでなく、心の回復の面からも重要です。しかし、被害者は、技能や経験、子育て等様々な要因から仕事が限られるなど、就労機会が少ない状況にあることから、ハローワーク等における職業相談等の情報提供を行います。	地域振興課
55	公営住宅等の優先入居	住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、公営住宅等への優先的な入居に努めます。	総務課
56	地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進	子どもに関わる学校や児童館・保育所、医療関係機関、地域住民等、様々な立場の人が、子どもの様子から配偶者等の暴力によって傷ついている子どもを発見し、関係機関との連携により適切な対応をとることができるよう、児童虐待防止法に基づく通告制度の周知などを進めます。	福祉保健課 教育委員会
57	健康診査・予防接種の弾力的実施	加害者からの追跡等の恐れがあり、本村に住民登録していない子どもについては、本村で健康診査や予防接種が受けられるようにします。	福祉保健課
58	学校教育、社会教育の場における男女間の暴力防止のための教育・啓発の推進	学校教育、社会教育の場において、配偶者からの暴力(DV、デートDV)の防止に向けた教育を推進します。	総務課 福祉保健課 教育委員会
59	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント*防止に向けた取り組みの推進	セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の意識改革を促進するとともに、男女雇用機会均等法に基づく事業主が講ずべき措置に関する指針の周知等、雇用の場における防止対策を進めます。	地域振興課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
60	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント防止・救済に向けた取り組みの推進	庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた服務規律の徹底、相談体制の整備に努めます。	総務課
61	教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止・救済に向けた取り組みの推進	教育関係者への服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等を進めます。	教育委員会
62	その他のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発活動の推進	自治会等、男女雇用機会均等法が適用されない関係、領域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向け、セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識を広めるための広報・啓発活動を進めます。	総務課
63	各種暴力に関する相談窓口の周知	配偶者などからの暴力、児童虐待、高齢者虐待などの相談窓口の周知を図ります。	総務課
64	男女雇用機会均等法の周知と履行確保	男女雇用機会均等法は、セクシュアル・ハラスメント対策として雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務づけていることなど、第 11 条を中心に事業所に周知するとともに、履行確保に向けた取り組みを進めます。	地域振興課 総務課

用語解説

DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」として平成 13(2001)年 4 月 6 日公布、10 月 13 日施行。

この法律は、配偶者からの暴力を阻止し、被害者を保護するため、都道府県が自ら設置する婦人相談所その他の適切な施設において、被害者の相談を受けたり、一時保護を行うなど「配偶者暴力相談支援センター」としての役割を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令について規定している。平成 16 年(2004)年 12 月 2 日施行の一部改正において、「配偶者からの暴力」の定義の拡大、退去命令の期間の拡大などが規定された。その後、平成 20(2008)年 1 月 11 日施行の改正法においては、保護命令制度の拡充などが規定された。さらに、平成 26 年(2014)年 1 月 3 日施行の改正によって法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなった。

ジェンダー(社会的性別)

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など、親密な関係にある(あった)パートナーから受ける暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的な暴力、経済的な暴力などがある。

デートDV

結婚していない交際中の男女間で起こる暴力。

セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせのこと。職場でのセクシュアル・ハラスメントについては「職場において相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」とされている。

4 重点的に取り組むこと

男女共同参画の視点に立った生涯を通じた 心身の健康に関する支援

【現状と課題】

■男女共同参画社会の形成の促進に当たっては、性別にかかわらずすべての人の個人としての尊厳が大切にされなければなりません。中でも、住民一人ひとりの多様な生き方を支えるための重要な課題である心身の健康に関わる取り組みについては、それぞれの性にかかわる身体的特徴に理解を深め、妊娠や出産の可能性を有する女性が、その生涯を通じて、男性とは異なる心身の健康上の問題に直面することに配慮する等、「男女の人権の尊重」に基づく「性と生殖に関する健康／権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)」^{*}概念を踏まえることが重要です。

本村の男女共同参画推進条例第3条第5号において、その基本理念として、「男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことが出来るように配慮されること」と示しています。

■本来、個人の意思が尊重されるべき結婚観や妊娠・出産をめぐる偏見は依然として根強く、また、個人の尊厳に関わるそれぞれの性の身体的特徴に配慮が足りない状況に、性と生殖に関わる身体の特徴に関する健康上の問題への男女共同参画の視点に立った対応が求められています。

さらに近年、性に関する商業的、不正確な情報が氾濫する中で、性感染症の予防や、望まない妊娠を防ぐという観点を含めて、性に関する健康問題について、正しく理解し適切に行動を取ることが必要です。このため、家庭・地域と連携し、学校において、発達段階に応じた確かな性教育を実施するとともに、性と生殖に関して健康であることの重要性について、村民への確かな情報提供に努めます。

■このような課題を踏まえて、「性と生殖に関する健康／権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)」概念の浸透を図りつつ、誰もが、その生涯を通じて身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受できるよう男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援を行い、多様なライフスタイル・ライフサイクルに対応できるよう総合的な施策の展開に取り組めます。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
65	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての知識の普及	性と生殖に関する健康と権利に関する正しい知識を広く社会に普及するため、情報を提供し知識の普及に努めます。	福祉保健課 総務課
66	健康管理に関する情報の提供	生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するための教育・学習を家庭や地域において積極的に進めます。その際、健康を保持増進するためには、個人の行動選択やそれを支える社会環境づくりなどが大切であることにも留意します。	福祉保健課
67	学校教育における健康教室の実施	学校においては、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進を図ります。	教育委員会 福祉保健課
68	女性の生涯を通じた健康診査・指導の推進	女性は、妊娠や出産をする可能性があることから、ライフスタイルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面するため、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など女性の生涯を通じた適切な健康保持に関する事業を推進します。	福祉保健課
69	発達段階に応じた性教育の推進	性に関して心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防に関する知識を確実に身に付け、生命の尊重や自己及び他者の個人を尊重し、相手をおもいやり、望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動がとれるよう、学校において「性と生殖に関する健康と権利」概念を基盤とした性教育を進めます。	福祉保健課 教育委員会

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
70	食育の推進	食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されています。男女を問わず、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むべく、食育に関する施策を推進します。その際、若い女性のやせすぎや中高年の肥満防止とともに、男性の生活・自活能力の向上にも留意します。	福祉保健課 教育委員会
71	健康をめぐる問題の相談体制の充実	男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康全般に関する相談を性差に応じて実施します。	福祉保健課
72	妊娠・出産期までの一貫したサービスの提供	日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫した医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図ります。さらに妊婦等に対する早期の妊娠届の勧奨などにより、妊婦検診の公的負担や出産一時金などにより、経済的負担の軽減を図ります。	福祉保健課
73	母子保健活動の推進	妊娠・出産や人工妊娠中絶等の悩みを抱える者に対して、訪問指導等の母子保健事業を活用した体制の整備を図ります。	福祉保健課
74	「マタニティマーク」の普及	妊婦検診の適正な受診や妊娠の届出について周知を図るとともに、社会全体で妊産婦に対する環境を育んでいく「マタニティマーク」の普及を図ります。	福祉保健課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
75	職場における健康管理の推進	男性の働き方の見直し等長時間労働の抑制を図り、休養や食事等による自己の健康を適切に管理するよう、職場における健康管理の推進を進めます。	総務課
76	性感染症の予防に関する啓発の実施	HIV／エイズや子宮頸がんの原因となるHPV(ヒトパピローマウイルス)への感染を始めとする性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすことから予防に関する積極的な広報活動を行います。	福祉保健課
77	HIV／エイズについての発達段階を踏まえた教育・学習の推進	正しい知識を身に付け、患者・感染者に対して正しい理解に基づいて行動がとれるよう教育・学習を進めます。	福祉保健課 教育委員会
78	薬物乱用防止教育の実施	薬物乱用は、本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因となる社会基盤を揺るがしかねない行為であることから、薬物乱用と健康の関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう健康に与える影響について指導し、教育を行います。	福祉保健課 教育委員会
79	喫煙・飲酒についての健康被害に関する正確な情報の提供	喫煙・飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行います。特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に及ぼすこと等十分な情報提供に努めます。また、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に進めます。	福祉保健課 教育委員会
80	職場や公共の場における受動喫煙防止対策の実施	受動喫煙が身体に及ぼす影響等の情報を提供し、受動喫煙防止対策の普及促進を図ります。	福祉保健課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
81	自死予防対策の推進	我が国の自死者全体の約4割が40歳代から60歳代の男性である現状の中、特に中高年の男性に焦点を当てた自死予防に関する啓発運動を進めます。その際、固定的な役割分担意識を背景に、男性が精神面で孤立しやすいこと等、男女共同参画社会の形成の重要性への理解を促進できるような広報に努めます。	福祉保健課 総務課
82	性差に応じたがん検診の充実	性差に応じたがん検診(乳がん、子宮がん、前立腺がん)の予防施策を進めます。	福祉保健課
83	性差に応じた生活習慣病の予防施策の推進	男性の方が肥満者や喫煙飲酒する者の割合が高い状況にあること等的確に踏まえて、性差に応じた生活習慣病の予防施策を展開します。 また、高齢女性にとって大きな健康問題である骨粗しょう症の予防対策として、検診受診率の向上に向けた普及啓発を図ります。	福祉保健課
84	検診受診率の向上	あらゆる検診の受診者数を増やす取り組みを進めます。特に、若年層の受診率の向上に向けた普及啓発を行います。	福祉保健課
85	高齢期の自立した生活のための自立支援策の充実	高齢者が自立して日常生活に向けて、手軽に取り組める運動・スポーツプログラムを継続的に実施するよう普及啓発を進めます。	福祉保健課 教育委員会

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
86	地域においてスポーツを親しむ環境等の整備	男女自らがスポーツを行い、心身ともに健康で活力ある生活を形成するため、地域において男女を問わずスポーツを親しむことができる環境の整備を行うとともに、その指導者の育成・活用に努めるよう支援します。	教育委員会
87	母子健康管理指導事項連絡カードの活用促進	主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝える母子健康管理指導事項連絡カードを周知し、活用を促進します。	福祉保健課
88	メンタルヘルス支援策の推進	精神疾患があっても地域の中で、安心して暮らせるよう、精神疾患への正しい理解の周知に努めます。その際、摂食障害等その背景に固定的な性別役割分担意識が影響を与えていること等に考慮して取り組みます。	福祉保健課 総務課
89	家族経営協定※の内容に健康保持・生涯を通じた女性の健康支援に関する項目の設置助言	農業に従事する女性は、家族経営体の特質もあり、雇用者に保障されている妊娠・出産・育児期の安心と安全のためのサービスを楽しむ機会確保が難しいため、家族経営協定に健康保持に関する項目、特に女性の健康支援に関する項目を設置するよう助言を行います。	農林振興課

用語解説

「性と生殖に関する健康／権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)」

平成6(1994)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満ち足りた性的関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての生徒生殖に関する課題が幅広く議論されている。

家族経営協定

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族ひとりひとりの役割、就業条件・就業環境などについて、家族みんなで話し合いながら文書で取り決めるもの。

5 重点的に取り組むこと

生活上の困難や課題をかかえる人々が 安心して暮らせるための 男女共同参画の視点に立った環境の整備

【現状と課題】

■ 少子高齢化の進展や個人の価値観の多様化に伴い家族形態・生活形態の多様化が進んでいます。世帯の家族類型別割合の推移をみると「夫婦と子ども」は減少傾向にあり、「夫婦のみ」「ひとり親と子ども」「単独世帯」は増加傾向にあります。

さらに、夫婦のいる世帯の働き方の状況をみると、「夫婦とも働いている」いわゆる共働き世帯が最も多く、「働く夫・専業主婦の妻・子どもが二人」を家族形態のモデルとする制度や慣行では、多様化する人々の暮らしは支えきれなくなっています。

■ 平成 25 年に実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」を通じて、多様化する地域社会の変化に対応しきれない人々の意識や地域の慣行が明らかになりました。

また、家族形態・生活形態の多様化には、非正規雇用者の増加等就業形態の多様化に伴う諸課題も関わり、きびしい生活環境・雇用環境に置かれている人もふえています。中でも、ひとり親家庭や障がいのある人、高齢期の人等は、きびしい生活環境・雇用環境に置かれやすく、直面する様々な生活上の困難には、その性別ゆえの偏見や差別的取り扱い等に無自覚な人々の意識をはじめとする慣行が深く関わっている場合があります。

■ 男性であること、女性であることで、さらに複合的に困難な状況に置かれている人もおり、誰もが、個々人の様々な生き方に沿った切れ目ない支援を受けることができ、より安定した暮らしができるよう、男女共同参画の視点に立ち、さらに多様化への対応力を高める環境の整備が必要です。

そのため、住民の暮らしを支える諸施策の実施に当たっては、性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、男女の生活実態、意識、身体的機能の違いに配慮するとともに、当事者視点からの施策の横断的な展開を図ります。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
90	多様な生活形態に対応した子育て支援の実施	次世代育成支援「椎葉村行動計画」に基づき、子育て支援の充実を図ります。また、男女共同参画社会づくりの観点からの計画施策の充実を図ります。	福祉保健課
91	子育てに関する相談の実施	子育てに関する相談にあたっては、相談者の多様な生活形態を受容する人権尊重の視点を踏まえて、画一的な子育て感による「あるべき姿」を強調することが、子育て中の人の孤独や不安に影響を及ぼすことに配慮して行います。また、関係機関(学校・教育委員会等)と相談員(児童委員、スクールカウンセラー等)との連携を強め、学童期、思春期におけるさまざまな問題に対処できるよう相談体制の充実を図ります。	福祉保健課 教育委員会
92	子育てに関する情報提供の充実	これから子どもを産もうとしている人や子育て中の家庭が、子育てに関し、必要な時に適切な情報が得られるよう「子育て応援カード」の配布等情報提供を行います。	福祉保健課
93	育児休業法の周知	性別や雇用形態にかかわらず希望する人が育児休業を取得できるよう、育児休業法の周知に関わる情報提供を行います。	総務課 地域振興課
94	民生委員・児童委員活動の推進	主任児童委員を中心とした、民生委員・児童委員の活動により、子育て家庭の様々な事情の収集や状況把握を基に、支援が必要な家庭に対する子育て支援の対応を図ります。	福祉保健課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
95	子育て支援に関する情報発信・情報提供の体制整備	村における子育て支援に関する情報をより多くの子育て当事者に届けるために、村におけるあらゆる子育て支援に係る資源を一元的に把握し、ホームページや広報誌にとどまらず、各種健康診査の機会等を捉えて積極的な情報提供を図るための体制整備に取り組む等、多様な方法での広報に努めます。	福祉保健課 総務課
96	地域での見守りネットワークづくりの推進	何らかの支援を必要とする人にとって、最も身近な住民による見守り活動や援助活動のほか、サービス提供事業者等による見守り活動、保健師による訪問活動など、プライバシーに配慮し推進します。	福祉保健課
97	多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティの構築の推進	子育て支援・高齢者見守り等、地域住民の「共助」が要請される多様な地域課題に対応するため、住民自治に根ざした地域住民間の交流と地域協働を促進し、多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティの構築を推進します。	地域振興課
98	障がいのある人の生活の安定と自立を支えるためのあらゆる施策への男女共同参画の視点の導入	障がいのある人に係る施策の実施に当たっては、椎葉村男女共同参画推進条例第3条「男女の人権の尊重」を踏まえて、性別によるニーズの把握や対応に配慮します。さらに女性であることで複合的に困難な状況に置かれやすいことに留意します。また、障がいの種別や程度にかかわらず、自立した生活を支援するためのサービスの充実を図ります。	福祉保健課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
99	子育てにともなう経済的負担の軽減	ひとり親については、自立を促進するため経済的支援を行います。その他、諸制度についても周知と弾力的運用を図ります。その際、家庭の経済的状況が、子どもの進学機会や学習意欲に影響を及ぼすことのないよう、また、経済的理由で就学や進学を断念することがないよう、育英会等の貸付制度に関する知識や活用についての周知を行います。	福祉保健課 教育委員会
100	子ども医療費助成事業	安心して子育てができるように、子ども医療費助成事業により一層の周知を図ります。	福祉保健課
101	子育て支援の気運づくり	地域において子どもや子育て家庭を見守り、交流を図るとともに、村民全体で子育てを支援していくという気運づくりに努めます。	福祉保健課
102	各種相談窓口の環境整備	地域課題の多様化に伴い、生活上の困難を複合的に抱えるなど各種相談へのニーズも多様化・複合化しています。多様な相談に迅速に対応できるように、各種相談窓口の周知と関係各課の連携に努めます。	関係各課
103	リサイクルの推進	子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るため、必要なくなったチャイルド・シート等子育てに必要なものをリサイクルするための意識の醸成やシステムの整備を進めます。	税務住民課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
104	虐待防止ネットワークの確立	高齢者や障がい者、子ども等の人権を守るため、虐待の防止に向けた啓発を行います。また、虐待防止ネットワークを確立し、虐待の早期発見、予防に取り組むとともに、問題解決のための情報の共有や関係機関との連携体制を図ります。	福祉保健課
105	高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発	地域で暮らす元気な高齢者や定年退職した人が持つ豊富な知識・経験・能力などを地域活動の中で十分に発揮し、男女共同参画の視点に立った地域における支援を促進し、高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発を行います。また、年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるよう取り組みます。	福祉保健課
106	シルバー人材センターの支援	教育・子育て・介護・環境の分野を重点的にシルバー人材センターと共同して事業の支援の推進を行います。また、シルバー人材センターの会員が身近な地域で安心して働くことができるような多様な就労機会を提供するとともに、適切な運営の確保を図ります。	福祉保健課
107	老人クラブ活動への支援	世代間の理解を促進するための各種交流事業を推進することのほか、地域高齢者の自主的な組織である老人クラブ活動への支援を行います。	福祉保健課
108	消費生活についての啓発・教育	消費者被害防止の普及啓発の強化を図ります。また、一人暮らしの高齢女性が被害にあう場合が多いことから、高齢女性が利用しやすい体制の整備を図ります。	総務課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
109	包括的・継続的ケア マネジメント事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう居宅事業所や医療機関、福祉関係機関と連携してネットワークを形成し、包括的・継続的ケアマネジメント事業を推進します。	福祉保健課
110	多様な介護サービスの提供	介護する人・介護される人の多様なニーズに対応するため、様々な介護サービスが利用できるよう関係機関と連携を図ります。	福祉保健課
111	緊急通報体制等整備事業	ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう、緊急時の在宅高齢者を支援します。	福祉保健課
112	外国人が安心して暮らせる環境の整備	関係機関と連携し、言語の問題等、地域社会の中で孤立しやすい外国人が、性別や、その生活形態にかかわらず、尊厳を持った日常生活を送ることができる環境の整備に努めます。	地域振興課
113	家庭介護者の介護負担の軽減	高齢者を介護している家族に対し、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とした各種サービスの充実を図ります。	福祉保健課
114	コミュニティバスの利用促進	高齢者等の移動手段となる、車を持たない村民の自立支援となるコミュニティバス運行体系を整備し、利用促進を図ります。	総務課
115	要援護者ネットワークの整備	プライバシー保護に配慮しながら、要援護状態にある高齢者や障がい者等、災害時に避難誘導などを必要とする人の把握に努めます。	総務課 福祉保健課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
116	子育て世代への支援	核家族化や少子化の進行、地域社会の連帯感の希薄化により、子育てに対し悩みを抱えている保護者同士が子育てについて相談し合える環境の整備を図ります。	福祉保健課 教育委員会
117	バリアフリー※、ユニバーサルデザイン※に配慮した公共施設・道路整備	高齢者・障がい者、妊婦、子育て中の人等すべての男女が社会の活動に参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びをもって生活を送ることができるよう、移動手段の確保や段差の解消等を推進します。	関係各課

用語解説

バリアフリー

高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や物を含めた生活環境を初めからデザインする考え方。

6 重点的に取り組むこと

仕事と生活の調和を図るための 男女共同参画の視点に立った環境の整備

【現状と課題】

■男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の形成に向けては、性別にかかわらず、働いている・働きたい人が、就業を継続しそれぞれの望む「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)*を可能にする環境の整備が求められています。

■平成 25 年に実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」において、家庭における固定的な性別役割分担意識についてたずねたところ、「妻や子どもを養うのは男性の責任である」「女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児もきちんとすべきである」という項目で、肯定的な回答が5割を超えています。

このような家庭における固定的な性別役割分担意識を背景に、その実態においても「家事」「育児」を「主に妻が行っている」と回答する割合が高くなっており、男性には一家の稼ぎ手としての責任が集中するとともに、回答者の大半がいわゆる「共働き」であることから、女性には仕事と家庭的責任の両立を図る負担が集中する傾向にあることがわかりました。

■同調査において、男性も女性も家事・子育て・介護・地域活動・仕事などに自分の意思で積極的に関わり、いきいきと暮らすことができるようになるために必要なことについてたずねたところ、「家族の間で互いの立場を理解し、家事などの分担をするよう十分に話し合うこと」「家事などについて、性別によらず、身につけることができるような育て方をする事」等、家庭内における固定的な性別役割分担の現状の改善に関わる回答の割合が高くなっており、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現のために、その働き方に関わる就業環境への関心が希薄であることがわかりました。

■「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)については、性別にかかわらず誰もが多様な生き方の選択ができ、人生のそれぞれの段階において、主体的に希望するバランスで、

仕事と家庭のみならず様々な分野での活動にかかわることができる就業環境の整備が求められています。その前提として、性別や雇用形態の違いによる差別的取扱いを是正し、特に、男女の均等な機会と待遇の確保に関わる施策の推進は重要な課題です。

そのため、不安定な労働条件に置かれやすい非正規雇用者、仕事と生活の場を同じくする農林水産業・商工自営業等、それぞれの状況により異なる諸課題について男女共同参画の視点に立った就業環境の整備を進めるとともに、事業所に対しては、長時間労働等を前提とした従来の雇用慣行の見直しを働きかける等、働く場に応じた施策の実施に取り組みます。

また、人生の段階に応じた多様な就業の在り方を支えるためには、それぞれが抱える生活上の諸課題に対応することが求められており、育児や介護に係るサービスを提供する際にも、性別に関わらず誰もが「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)を図ることができよう、あらゆる主体との密接な連携を図りつつ弾力的な対応に努めます。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
118	「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)についての広報・啓発活動の推進	性別に関わりなく、すべての人が地域社会や家庭生活に参画し、男女共同参画を実現するため、ライフスタイルに応じた多様な働き方のための仕事と生活の調和の必要性について理解を深めるための研修や情報提供を行います。	総務課
119	男性の育児休暇・介護休暇取得の促進	父親の子育て参画や子育て中の働き方の見直しを進めるため、男性の育児休業取得を促進するとともに、男性の家事・育児・介護への参画について啓発を行います。 また、男性の育児休業取得を促進するため「パパ・ママ育休プラス」(両親ともに育児休業を取得する場合の特例等)等の啓発を行います。	総務課
120	仕事と家庭の両立ができる誰もが働きやすい環境をつくるため事業所等に対する情報提供	性別や生活形態、家族形態にかかわらず、誰もが働きやすい環境を整備することで、多様で活力ある企業活動が図られることなど、事業所に対する情報提供を行います。	地域振興課 総務課
121	家族経営協定の締結の促進	農業生産と育児や介護との両立を支援するため、仕事と生活の調和への配慮を含めた家族経営協定の締結を推進します。	農業委員会
122	マザーズハローワーク事業の推進	育児・介護等を理由に離職した者の再就職は、本人の希望する職種や就業条件と企業の人材ニーズとの適合が困難であることから、子育て女性等の再就職を重点的に支援するマザーズハローワーク事業を推進するための情報提供を行います。	地域振興課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
123	妊娠・出産する女性の就業機会の確保	妊娠・出産を理由とする不利益取り扱いに対する周知啓発を行い、妊娠・出産する女性の就業機会の確保を図ります。	総務課
124	男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性の健康管理についての周知徹底	男女雇用機会均等法は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するように事業主に義務づけていることを事業所に周知するとともに、働く女性の母性健康管理体制の制度の周知を行います。また、相談、情報提供体制の充実を図ります。	総務課
125	新規就農者への男女共同参画の視点を踏まえた支援の充実	就農希望者に対する情報提供、相談活動、就業先農業法人の紹介など、女性の新規就農希望者の就農に関し、男女共同参画の視点に立った就農支援及び広報・啓発を推進します。	農林振興課
126	農業者年金の加入促進など社会保障制度の周知	男女が共に同等の老後生活を確保することができるように、農業者年金制度の女性農業者や若い農業者の加入促進など各種社会保障制度の情報提供を行い、普及・定着を図ります。	農林振興課 農業委員会
127	パワーハラスメントに関する情報提供	事業所に対して、職場における「パワーハラスメント」の定義を周知するとともに、労働者に対して防止・救済に関する情報を提供します。その際、パワーハラスメントは人権問題であることへの理解を深められるような広報のあり方に留意します。	総務課
128	男女雇用機会均等法等法令、制度の周知	男女雇用機会均等法等関係法令、制度の周知については、労使をはじめ社会一般を対象として幅広く効果的に行うとともに、学校においてもその制度等の趣旨の普及に努めます。	総務課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
129	「仕事と家庭を考える月間」の周知	10月の「仕事と家庭を考える月間」を周知し、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の必要性に関する気運を高めます。	総務課
130	男性を対象にした育児への参画のための支援	学校や地域など様々な場で、男女が協力して子育てに関わることについての学習機会の提供を行います。また、子育て親子の交流の場や子育てに関する情報の提供(母子手帳交付時に父親に対して「パパのイクメン手帳」を交付)を通じ、妊婦のサポートと、男性の子育てへの関わりの支援・促進を図ります。	福祉保健課
131	男性を対象にした介護への参画のための支援	介護についての知識や技術を学ぶ介護教室等の実施に当たっては、男性が参加しやすい日程に配慮します。また、男性が気軽に介護について相談ができる場や機会の提供を拡大します。	福祉保健課
132	職業訓練等の情報提供	安定した就労に向け、職業訓練に関する情報提供を行います。	地域振興課
133	役場における「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の推進	特定事業主行動計画により、職員一人ひとりが、出産・子育てに理解ある働きやすい職場を目指し、「男性職員の育児休業法の取得促進」や「労働時間軽減のための職場環境の改善」等、役場における「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の推進に取り組みます。	総務課
134	入札に関する評価制度への男女共同参画に関する評価事項の導入推進	公共契約において、適正な労働条件の確保に資する取り組み、男女共同参画への積極的な取り組みをしている事業所を評価する事項の導入を推進します。	総務課

用語解説

「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望するバランスで展開できる状態のこと。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要である。

7 重点的に取り組むこと

政策・方針決定過程への 女性の参画の拡大

【現状と課題】

■多様化する地域課題の解決に向けては、村政やあらゆる分野の政策・方針決定過程に、様々な立場や考え方を持つ当事者や地域生活者の声を反映していく必要があります。

中でも、女性は、本村における人口の半分以上を占め、様々な分野の活動の担い手として参加していますが、これらの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は極めて低く、本村における審議会等の女性の委員の割合は 10.4%と村政や地域運営への女性の参画が十分であるとはいえない状況にあります。..

■本村が平成 25 年に実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」において、地域の雰囲気や慣習の状況をたずねたところ、「会合や行事の湯茶・食事の準備や後片付けは女性の役割という雰囲気がある」「団体の長や代表などには男性になるほうがよい(なるものだ)」という雰囲気がある」が 29.8%となっており、いまだ地域に根強くのこる固定的な性別役割分担意識を反映して、政策・方針決定過程への女性の参画がすすまない状況があることが伺えました。

このような現状の背景にある構造的な課題を踏まえて、意識改革や人材育成に努め、多様な立場にある人の声が反映されるよう、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に取り組めます。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
135	役場におけるポジティブ・アクション※(積極的改善措置)の実施	固定的な性別役割分担意識に基づく職域・職種・職階における性別による偏りをなくし、バランスのよい職員配置を行うとともに、幅広い職務経験を積むことができるよう配慮します。	総務課
136	審議会委員等への女性の参画の拡大	審議会等委員の参画に関する女性比率の現状等を調査し、関係機関や団体等への女性の参画を促します。	関係各課
137	各種団体への女性の参画拡大の支援	女性の能力が発揮されることが、各種団体の活動の活性化に不可欠という醸成を図りながら、女性のエンパワメント※に向けた研修等の情報を提供します。	総務課
138	学校教育・社会教育の場における役員等への女性の参画の促進	学校教育・社会教育の場における PTA 活動等、役員への女性の参画の促進について働きかけを行います。	教育委員会
139	審議会等委員の公募制の導入	審議会委員等の公募制を取り入れ、委員の重複を避け、幅広い分野からの積極的な参画を図ります。	関係各課
140	各種団体の方針決定の場への女性の参画拡大に向けた環境づくり	農業や商工業、自治公民館、各種団体に対し、役員や委員への女性の参画の促進を働きかけます。	関係各課

用語解説

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

エンパワメント

直訳すると「ちからをつけること」という意味。「よりよい社会へと変えていくちから、責任を持って主体として社会を築いていくちからを発揮できること」をいう。自己決定する能力を身につけ、法的・経済的・政治的な意志決定の場に主体的に参画すること。

8 重点的に取り組むこと

男女共同参画の視点に立った 地域づくり活動の推進

【現状と課題】

■ 少子・高齢化と人口減少社会の到来等本村を取り巻く社会・経済情勢の変化に対応するため新たな地域づくりの展開が要請されています。

多様化・複雑化する地域課題の解決を図り、住民一人ひとりの人権の尊重に根ざした地域生活環境の整備を進めるためには、行政のみが公共サービスを提供するあり方から、NPOや自治会等の地域活動団体など多様な主体との協働による「新しい公共の創造」が求められています。このような新たな地域づくりの展開に当たっては、自らの地域を住民自らの「自助」「共助」で担う地域自治の力量形成に努める必要があります。

■ 平成25年度に実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」において、「何か、地域のために役立ちたいか」とたずねたところ、「非常にそう思っている」「かなりそう思っている」「少しそう思っている」を合わせると、約8割の人が地域づくりに貢献する意欲を有していることが分かりました。

地域活動等の参加については、「特に何もしていない」と回答した人は全体の約1割で、ほとんどの方が何かしら活動をされており、人々の貢献意欲が十分に活かされていることが読み取れます。その中で、「生きがい、やりがいを感じて参加している」人は約8割ですが、「負担に感じつつも参加している」人が6割を占めており、参加している人の負担を軽減するためにも、固定的な性別役割分担意識や世帯単位等旧来の慣行に基づく活動の運営や内容について、多様化する地域の変化を踏まえて見直し、年齢や性別を超えて多様な人の参加が促進される環境づくりを進める必要があります。

■ 本村がめざす新たな地域づくりの展開には、それぞれの地域における多様性に富んだ活力ある地域づくり活動を主体的に進めることが要請されます。そのため、男女共同参画社会の形成という視点からみた地域コミュニティに関わる課題の解決に取り組み、性別・年齢等を超えて多様な立場を生きる人の参画による活力ある地域づくり活動が促進されるよう環境の整備を進めます。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
141	ボランティア活動、NPO等への参画促進に向けた支援	地域におけるボランティア活動やNPO等の活動に、性別にかかわらず多様な年齢層の参画が促進されるよう、固定的な役割分担意識に基づく運営を見直し、情報や研修機会を提供します。	総務課
142	高齢者活動の推進	地域において高齢者の有する豊富な知識や経験を活用して世代間交流や地域文化の伝承活動を推進します。その際、高齢者のいきがづくりを推奨します。	福祉保健課
143	地域活動が行われている場を活用した男女共同参画の推進	公民館や自治会等地域活動が行われている場を活用し、地域における課題解決や実践的活動に関する情報を収集・提供・共有を行い、男女共同参画の推進を図ります。	教育委員会 総務課
144	地域活動を行っている団体とのネットワークの構築	男女共同参画の視点を踏まえ、NPO等の地域活動を行っている団体等とのネットワークの構築・連携を図ります。	総務課 地域振興課
145	地域活動への多様な人々の参加の促進	男女ともに多様な年齢層の参画が促進されるよう配慮しながら、自治会等地域活動において、男女がより活発な活動を展開できるよう推進します。	関係各課
146	地域における防災意識の向上	村民が災害や防災について意識し、被害を軽減できるよう、男女共同参画の視点に立った自主防災組織の充実を図ります。また、防災への女性の参画促進に取り組めます。	総務課
147	コミュニティ助成事業の推進	コミュニティ活動の活性化と住みよいまちづくりを推進するため、コミュニティが実施する活動事業への支援を行います。	地域振興課

9 重点的に取り組むこと

男女共同参画社会づくりに向けた 推進体制の整備

【現状と課題】

■本計画に策定された施策を着実に推進するために、行政、住民、事業者、NPO等が一体となって、協働による推進体制により一層の整備に取り組みます。

① 国・県・近隣自治体・関係機関との連携

男女共同参画社会の形成の促進に向けては、国際的な動向を捉え、国や県の動きと連動する取り組みが要請されます。国、県、近隣自治体、関係機関との連携協力体制を強化し、さらなる研修機会の充実と多角的な啓発活動を展開します。

② 庁内推進体制の機能の強化

本計画の推進にあたっては、椎葉村男女共同参画審議会の意見をはじめ、村民の意向を尊重しながら、村長を会長とする椎葉村男女共同参画推進連絡会議を中心とする庁内推進体制の機能強化を図り、施策の進行管理の徹底を通して総合的かつ計画的な取り組みを進めます。

③ 推進を担う人材の養成

協働による推進体制の整備に向けて、推進リーダーの養成を計画的に行います。

④ 男女共同参画の施策に関する村民の申出への対応

村が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について村民からの申出があった場合、椎葉村男女共同参画推進条例 14 条第 1 項に基づき、適切に対応します。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
148	国・県・近隣自治体・関係機関等との連携	国・県・近隣自治体・関係機関等との協力体制を強化し、連携して男女共同参画社会についての研修や啓発活動を行います。	総務課
149	男女共同参画審議会の機能発揮に係る事務の推進	男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について、調査・検討を行い、本計画の進捗状況について評価を行うなど審議会の機能が十分発揮できるよう努めます。	総務課
150	男女共同参画推進連絡会議の機能発揮	村が実施するすべての施策に男女共同参画の視点が組み入れられ、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが総合的、計画的、効果的に実施されるよう、男女共同参画推進連絡会議の機能の発揮を図ります。	総務課
151	男女共同参画推進担当課の機能発揮	男女共同参画推進担当課は、村政全般に男女共同参画の視点が組み入れられるよう、施策の総合的な調整を行う役割を担っています。「男女共同参画基本計画」が推進されるよう進行管理を行うとともに、「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進連絡会議」の機能発揮のため事務局機能を果たします。	総務課
152	「男女共同参画基本計画」の着実な進行管理	「男女共同参画基本計画」に位置付けた施策・事業の進捗状況を的確に把握するために、椎葉村男女共同参画推進条例に基づき進捗状況調査を実施し、計画の点検・評価を行います。	総務課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
153	施策の策定等にあたっての配慮	男女共同参画の形成の促進に直接的に関係しない施策も、結果として影響を及ぼす場合があります。村が施策を企画立案し、事業を実施するにあたっては、男女共同参画の視点に配慮します。	関係各課
154	申出の対応体制の整備	椎葉村男女共同参画推進条例第 14 条に基づき、苦情処理制度の周知を図るとともに、村への苦情があった場合の対応体制を整備し、適切な対応に努めます。	総務課

～推進体制～

椎葉村男女共同参画推進条例

椎葉村男女共同参画基本計画

村長

答申・提言

諮問・報告

椎葉村男女共同参画推進連絡会議

椎葉村男女共同参画審議会

連絡調整
推進

いきいき女性アドバイザー
地域推進員
村民・地域・事業者

連携
協働

事務局

(総務課 男女共同参画係)

連携

協力

宮崎県生活・協働・男女参画課
宮崎県男女共同参画センター

～数値目標～

指標項目	現状値	年度	目標値	年度
社会全体において、男女の地位は平等になっていると思う人の割合	31.7%	25	80%	31
「男は仕事」「女は家庭」という性別による固定的役割分担に、「反対」もしくは「どちらかといえば反対」と思う人の割合	39.2%	25	80%	31
男女共同参画という言葉や意味を知っている人の割合	62.3%	25	100%	31
地域における固定的性別役割分担意識による雰囲気や慣習がある割合	80.6%	25	30%	31
審議会等への女性の登用率	10.4%	25	30%	31